

平成 23 年 6 月 28 日

【照会先】

大臣官房統計情報部賃金福祉統計課

課長 代田 雅彦 (内線 7651)

専門官 永田 はるみ (内線 7664)

労使関係第二係 (内線 7667、7668)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)3147

平成 22 年労働組合活動実態調査結果の概況

目 次

調査の概要	1 頁
主な用語の定義	2 頁
利用上の注意	3 頁

結果の概要

1 企業組織の再編等と労働組合の対応に関する事項	4 頁
2 賃金・退職給付制度の改定と労働組合の対応に関する事項	7 頁
3 非正規労働者と労働組合の対応に関する事項	10 頁
4 メンタルヘルスと労働組合の対応に関する事項	17 頁

平成 22 年労働組合活動実態調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。アドレス(http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/toukei/index.html)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、労働環境が変化する中での労働組合の活動の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本国全域

(2) 産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）による次に掲げる16大産業。

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）

(3) 労働組合

上記(2)に掲げる産業に属する民営事業所における労働組員数規模100人以上の単位労働組合（下部組織がない労働組合）のうちから一定の方法により抽出した約3,500労働組合

3 調査事項

(1) 労働組合の属性に関する事項

(2) 企業組織の再編等と労働組合の対応に関する事項

(3) 賃金・退職給付（一時金・年金）制度の改定と労働組合の対応に関する事項

(4) 非正規労働者と労働組合の対応に関する事項

(5) メンタルヘルスと労働組合の対応に関する事項

(6) 労使関係についての認識

4 調査の時期

平成22年6月30日現在の状況について、平成22年7月1日から7月20日まで調査を行った。

5 調査の方法

(1) 調査員調査

調査員が調査対象労働組合に対して、調査票を配布・回収する方法で実施した。

(2) 郵送調査

都道府県労政主管課が調査対象労働組合に対して、郵送により調査票を配布・回収する方法で実施した。

6 調査機関

厚生労働省大臣官房統計情報部—都道府県労政主管課—労政主管事務所—調査員—報告者

7 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数 3,544 有効回答数 2,479 有効回答率 69.9%

主な用語の定義

「企業組織の再編・事業部門の縮小等」

企業の合併、営業・資産の譲受、会社の買収、他社との合弁、施設の撤去、施設の廃棄、子会社の売却・清算及び事業部門の撤退・縮小をいう。

「労使協議機関」

経営、生産、労働条件、福利厚生等の事項を労使で協議するための常設的な機関をいい、通常、労使協議会、経営協議会等の名称で呼ばれているものがこれにあたる。

「同意事項」

労使双方が同意しなければ決定できない事項をいう。

「協議事項」

労使の意見の一致をみるように意見交換を行うが、最終決定は経営者が行う事項をいう。

「意見聴取事項」

従業員側に説明を行ったうえで意見聴取を行う事項をいう。

「説明報告事項」

従業員側に説明報告をするだけで意見聴取は行わない事項をいう。

「業績や成果に応じて賃金を決定するやり方（例：業績給など）」

個々の労働者、課、班、プロジェクトチーム等の集団又は会社全体の業績や成果に応じて賃金を決定するやり方をいう。

「退職一時金の年金化」

退職一時金の全部または一部を年金給付（企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金等）に移行したものをいう。

「確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行」

企業型確定拠出年金、確定給付企業年金（基金型・規約型）、厚生年金基金、中小企業退職金共済の導入、移行をいう。

「パートタイム労働者」

一般の正規労働者より1日の所定労働時間が短い、又は1週間の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「フルタイムの非正規労働者」

パートタイム労働者を除く非正規労働者をいう。ただし、派遣労働者は除く。

「派遣労働者」

労働者派遣法(注)第2条でいう派遣元（他社）が雇用し、派遣元事業主との労働契約関係に基づき、派遣先（自社）の指揮命令を受けて使用される労働者をいう。

(注) 正式名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」。

「パートタイム労働者に関する集会、勉強会等」

「フルタイムの非正規労働者に関する集会、勉強会等」

「派遣労働者に関する集会、勉強会等」

それぞれパートタイム労働者、フルタイムの非正規労働者、派遣労働者に関する制度、雇用管理方法等を周知することを目的として、組合員やこれらの労働者を対象に開催する集会、勉強会等をいう。

利用上の注意

- 1 統計表に用いている符号は次のとおりである。
 - (1) 「0.0」は、表章単位数値未満のものを示す。
 - (2) 「-」は、該当数値がないものを示す。
 - (3) 「…」は、上記以外の数値がないもの、又は、数値を表章することが適当でない場合を示す。

- 2 統計表等の数値は、表章単位未満を四捨五入しており、項目の和が計の数値に合わないことがある。

結果の概要

1 企業組織の再編等と労働組合の対応に関する事項

(1) 企業組織の再編等の実施状況

過去3年間（平成19年7月1日～平成22年6月30日まで。以下同じ。）に、労働組合が所属する事業所における企業組織の再編・事業部門の縮小等（以下「企業組織の再編等」という。）の実施の有無をみると、「実施された」37.9% [平成17年調査（以下「前回」という。）42.2%]、「実施されていない」62.1% [前回57.8%] となっている（第1表）。

第1表 過去3年間における企業組織の再編等の実施の有無別労働組合割合

（単位：％）

区 分	計	企業組織の再編等が「実施された」	企業組織の再編等が「実施されていない」
計	[100.0] 100.0	37.9	62.1
< 企業規模 >			
5,000人以上	[27.5] 100.0	43.8	56.2
1,000～4,999人	[25.9] 100.0	40.5	59.5
500～999人	[13.7] 100.0	33.9	66.1
300～499人	[13.3] 100.0	34.8	65.2
100～299人	[19.6] 100.0	31.2	68.8
< 労働組合員数規模 >			
5,000人以上	[0.5] 100.0	41.4	58.6
1,000～4,999人	[7.2] 100.0	50.1	49.9
500～999人	[12.4] 100.0	44.3	55.7
300～499人	[17.2] 100.0	39.8	60.2
100～299人	[62.7] 100.0	34.7	65.3
< 産 業 >			
鉱業，採石業，砂利採取業	[0.1] 100.0	39.7	60.3
建設業	[3.7] 100.0	32.3	67.7
製造業	[35.4] 100.0	40.9	59.1
電気・ガス・熱供給・水道業	[3.1] 100.0	25.6	74.4
情報通信業	[4.6] 100.0	45.8	54.2
運輸業，郵便業	[12.5] 100.0	41.0	59.0
卸売業，小売業	[15.1] 100.0	35.2	64.8
金融業，保険業	[8.7] 100.0	35.7	64.3
不動産業，物品賃貸業	[0.4] 100.0	64.1	35.9
学術研究，専門・技術サービス業	[2.0] 100.0	33.3	66.7
宿泊業，飲食サービス業	[0.9] 100.0	33.5	66.5
生活関連サービス業，娯楽業	[0.8] 100.0	32.7	67.3
教育，学習支援業	[1.4] 100.0	15.0	85.0
医療，福祉	[5.0] 100.0	18.4	81.6
複合サービス事業	[4.8] 100.0	56.7	43.3
サービス業（他に分類されないもの）	[1.4] 100.0	28.5	71.5
平成17年計	[100.0] 100.0	42.2	57.8

注：〔 〕内の数値は、企業規模、労働組合員数規模、産業別労働組合の構成割合である。

(2) 企業組織の再編等の実施に当たっての労働組合の関与状況

企業組織の再編等の実施に当たり、労働組合の関与の有無をみると、「関与した」85.8%[前回 87.6%]、「関与しなかった」14.2%[前回 12.4%]となっている(第2表)。

第2表 企業組織の再編等の実施に当たっての労働組合の関与の有無別労働組合割合

(単位：%)

区 分	企業組織の再編等が 「実施された」	労働組合が 「関与した」	労働組合が 「関与しなかった」
計	100.0	85.8	14.2
＜ 企 業 規 模 ＞			
5,000 人 以 上	100.0	90.2	9.8
1,000 ～ 4,999 人	100.0	87.8	12.2
500 ～ 999 人	100.0	81.5	18.5
300 ～ 499 人	100.0	83.9	16.1
100 ～ 299 人	100.0	78.2	21.8
＜ 労 働 組 合 員 数 規 模 ＞			
5,000 人 以 上	100.0	87.8	12.2
1,000 ～ 4,999 人	100.0	87.5	12.5
500 ～ 999 人	100.0	87.9	12.1
300 ～ 499 人	100.0	85.6	14.4
100 ～ 299 人	100.0	85.0	15.0
平 成 1 7 年 計	100.0	87.6	12.4

企業組織の再編等の実施に当たり、関与した労働組合について、どのように関与したか(複数回答)をみると、「労使協議機関で協議した」89.5%[前回 92.7%]、「団体交渉を行った」28.2%[前回 35.7%]となっている。

「労使協議機関で協議した」労働組合について、その内容(複数回答)をみると、「協議事項として」62.4%[前回 65.4%]、「説明報告事項として」40.6%[前回 39.6%]、「同意事項として」40.0%[前回 33.8%]、「意見聴取事項として」29.7%[前回 24.3%]となっている。(第3表)

第3表 企業組織の再編等の実施に当たっての労働組合の関与の仕方別労働組合割合

複数回答 (単位：%)

区 分	労働組合が 「関与し た」計	労使協議機関で 協議した					団体交 渉を 行った	その他	
		同意事項 として	協議事項 として	意見聴取事 項として	説明報告事 項として				
計	100.0	89.5	(100.0)	(40.0)	(62.4)	(29.7)	(40.6)	28.2	1.9
＜ 企 業 規 模 ＞									
5,000 人 以 上	100.0	87.9	(100.0)	(38.0)	(64.4)	(28.9)	(46.6)	30.8	4.1
1,000 ～ 4,999 人	100.0	95.8	(100.0)	(27.1)	(66.5)	(27.1)	(26.0)	18.4	0.8
500 ～ 999 人	100.0	86.4	(100.0)	(38.2)	(63.3)	(30.0)	(41.5)	43.0	2.0
300 ～ 499 人	100.0	89.9	(100.0)	(48.0)	(57.9)	(42.5)	(51.4)	20.9	0.6
100 ～ 299 人	100.0	82.8	(100.0)	(67.9)	(51.8)	(25.9)	(48.2)	35.5	-
＜ 労 働 組 合 員 数 規 模 ＞									
5,000 人 以 上	100.0	96.0	(100.0)	(21.0)	(72.0)	(37.9)	(52.0)	22.2	8.0
1,000 ～ 4,999 人	100.0	95.7	(100.0)	(38.9)	(66.6)	(35.2)	(40.1)	25.1	2.0
500 ～ 999 人	100.0	92.7	(100.0)	(40.0)	(60.4)	(20.6)	(31.3)	28.1	2.5
300 ～ 499 人	100.0	91.2	(100.0)	(35.6)	(60.9)	(28.8)	(49.0)	19.5	4.3
100 ～ 299 人	100.0	86.9	(100.0)	(41.8)	(62.6)	(31.4)	(40.3)	31.6	0.9
平 成 1 7 年 計	100.0	92.7	(100.0)	(33.8)	(65.4)	(24.3)	(39.6)	35.7	2.1

注： 1) 表頭労働組合が「関与した」計には「不明」が含まれる。

2) ()内の数値は、労使協議機関で協議した計を100とした数値である。

(3) 企業組織の再編等の実施に当たっての人員削減の状況【新規調査項目】

労働組合が所属する事業所における企業組織の再編等の実施に当たっての人員削減の状況をみると、人員削減が「あった」25.3%、人員削減が「なかった」74.5%となっている。また、人員削減が「あった」事業所の労働組合について人員削減の対象者に対する労働組合としての再就職支援の状況をみると、「行った」31.9%、「行わなかった」68.1%となっている。(第4表)

第4表 企業組織の再編等の実施の際の人員削減の有無、人員削減の対象者に対する再就職支援の有無別労働組合割合

(単位：%)

区 分	企業組織の再編等が「実施された」計	人員削減が「あった」		再就職支援		人員削減が「なかった」
				再就職支援を「行った」	再就職支援を「行わなかった」	
計	100.0	25.3	(100.0)	(31.9)	(68.1)	74.5
＜ 企 業 規 模 ＞						
5,000人以上	100.0	22.4	(100.0)	(27.9)	(72.1)	77.6
1,000～4,999人	100.0	29.2	(100.0)	(29.4)	(70.6)	70.5
500～999人	100.0	28.6	(100.0)	(50.4)	(49.6)	70.6
300～499人	100.0	32.1	(100.0)	(34.5)	(65.5)	67.9
100～299人	100.0	16.5	(100.0)	(22.3)	(77.7)	83.3
＜ 労 働 組 合 員 数 規 模 ＞						
5,000人以上	100.0	15.1	(100.0)	(46.3)	(53.7)	84.9
1,000～4,999人	100.0	24.1	(100.0)	(52.3)	(47.7)	75.9
500～999人	100.0	19.3	(100.0)	(45.1)	(54.9)	80.1
300～499人	100.0	19.8	(100.0)	(45.0)	(55.0)	80.2
100～299人	100.0	28.8	(100.0)	(24.0)	(76.0)	71.0

注：1) 表頭企業組織の再編等が「実施された」計には人員削減の有無「不明」が含まれる。
 2) ()内の数値は、人員削減が「あった」計を100とした数値である。
 3) 団体交渉等で再就職支援を要求した場合は再就職支援を「行った」に含まれない。

人員削減の有無別に企業組織の再編等に当たっての労働組合の関与状況をみると、人員削減が「あった」場合は、労働組合が「関与した」とする割合が高く、関与の仕方では「団体交渉を行った」とする割合が高くなっている(第5表)。

第5表 人員削減の有無別にみた企業組織の再編等の実施に当たっての労働組合の関与の仕方別労働組合割合

(単位：%)

区 分	企業組織の再編等が「実施された」	労働組合が「関与した」		労使協議機関で協議した		複数回答				労働組合が「関与しなかった」		
						同意事項として	協議事項として	意見聴取事項として	説明報告事項として		団体交渉を行った	その他
計	100.0	85.8	(100.0)	(89.5)	<100.0>	<40.0>	<62.4>	<29.7>	<40.6>	(28.2)	(1.9)	14.2
人員削減が「あった」	100.0	89.7	(100.0)	(86.1)	<100.0>	<37.4>	<80.5>	<23.4>	<25.7>	(37.2)	(2.2)	10.3
人員削減が「なかった」	100.0	84.7	(100.0)	(90.7)	<100.0>	<40.9>	<56.2>	<31.9>	<45.7>	(25.0)	(1.8)	15.3

注：1) 表頭労働組合が「関与した」には関与の仕方「不明」が含まれる。
 2) ()内の数値は、労働組合が「関与した」計を100とした数値である。
 3) < >内の数値は、「労使協議機関で協議した」を100とした数値である。

2 賃金・退職給付（一時金・年金）制度の改定と労働組合の対応に関する事項

(1) 正規労働者に係る状況

過去3年間に、労働組合が所属する事業所における正規労働者の賃金・退職給付（一時金・年金。以下同じ。）制度の改定の実施状況をみると、賃金制度又は退職給付制度の改定が61.6%で実施されており、改定が実施された事項としては、「確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行」29.9%、「労働者の職務を遂行する能力に応じて賃金を決定するやり方（例：職能給など）の見直し」28.6%、「業績や成果に応じて賃金を決定するやり方（例：業績給など）の見直し」28.5%などとなっている。

また、賃金・退職給付制度の改定に当たり、事項ごとに改定に当たっての労働組合の関与の状況をみると、「確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行」で「関与あり」が91.0%（このうち、79.2%が「労使協議機関で協議した」、25.4%が「団体交渉を行った」としている。）、「退職給付算定方法の見直し」で「関与あり」が90.3%（このうち、65.9%が「労使協議機関で協議した」、39.8%が「団体交渉を行った」としている。）、「業績や成果に応じて賃金を決定するやり方（例：業績給など）の見直し」で「関与あり」が89.7%（このうち、67.1%が「労使協議機関で協議した」、35.2%が「団体交渉を行った」としている。）などとなっており、94.5%が何らかの事項で関与があったとしている。（第6表）

(2) 非正規労働者に係る状況

過去3年間に、労働組合が所属する事業所における非正規労働者の賃金・退職給付制度の改定の実施状況をみると、賃金制度の改定又は退職金制度の導入が20.3%で実施されており、改定が実施された事項としては、「労働者の職務を遂行する能力に応じて賃金を決定するやり方（例：職能給など）の拡大」14.4%、「昇給制度の導入」14.1%、「その他の賃金制度の改定」13.8%などとなっている。

また、賃金・退職給付制度の改定に当たり、事項ごとに改定に当たっての労働組合の関与の状況をみると、「昇給制度の導入」で「関与あり」が38.7%（このうち、57.4%が「労使協議機関で協議した」、34.7%が「団体交渉を行った」としている。）、「労働者の職務を遂行する能力に応じて賃金を決定するやり方（例：職能給など）の拡大」で「関与あり」が38.3%（このうち、63.8%が「労使協議機関で協議した」、37.3%が「団体交渉を行った」としている。）、「その他の賃金制度の改定」で「関与あり」が36.9%（このうち、59.3%が「労使協議機関で協議した」、33.8%が「団体交渉を行った」としている。）などとなっており、52.2%が何らかの事項で関与があったとしている。（第6表）

注：平成17年は改定事項別に調査していないため改定事項計の集計方法が今回調査と平成17年では異なっており、時系列比較の際には注意を要する。

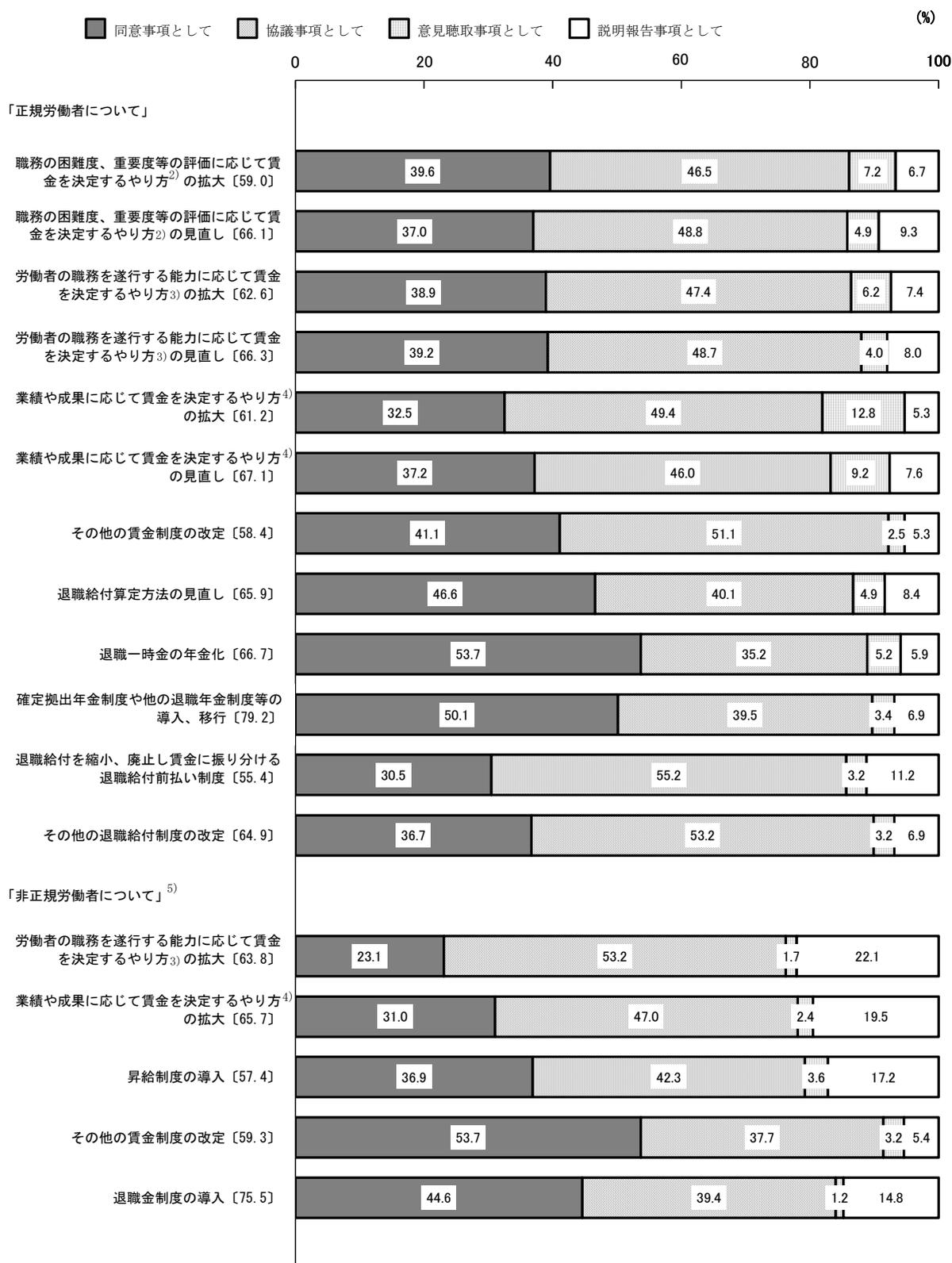
第6表 過去3年間における賃金・退職給付制度の改定事項別にみた改定実施の有無、改定に当たっての労働組合の関与の有無及び関与の仕方別労働組合割合

(単位：%)

区 分	計	改定が「実施された」	労働組合の「関与あり」	労使協議機関で協議した	複数回答				複数回答		改定が「実施されなかった」	
					同意事項として	協議事項として	意見聴取事項として	説明報告事項として	団体交渉を行った	その他		
「正規労働者について」												
職務の困難度、重要度等の評価に応じて賃金を決定するやり方 ⁶⁾ の拡大	100.0	20.6	(86.2)	<59.0>	《 39.6 》	《 46.5 》	《 7.2 》	《 6.7 》	<45.2>	<7.5>	79.4	
職務の困難度、重要度等の評価に応じて賃金を決定するやり方 ⁶⁾ の見直し	100.0	26.0	(88.2)	<66.1>	《 37.0 》	《 48.8 》	《 4.9 》	《 9.3 》	<39.6>	<6.6>	74.0	
労働者の職務を遂行する能力に応じて賃金を決定するやり方 ⁷⁾ の拡大	100.0	21.8	(87.7)	<62.6>	《 38.9 》	《 47.4 》	《 6.2 》	《 7.4 》	<44.1>	<7.5>	78.2	
労働者の職務を遂行する能力に応じて賃金を決定するやり方 ⁷⁾ の見直し	100.0	28.6	(89.3)	<66.3>	《 39.2 》	《 48.7 》	《 4.0 》	《 8.0 》	<39.0>	<6.3>	71.4	
業績や成果に応じて賃金を決定するやり方 ⁸⁾ の拡大	100.0	22.8	(86.2)	<61.2>	《 32.5 》	《 49.4 》	《 12.8 》	《 5.3 》	<40.7>	<7.3>	77.2	
業績や成果に応じて賃金を決定するやり方 ⁸⁾ の見直し	100.0	28.5	(89.7)	<67.1>	《 37.2 》	《 46.0 》	《 9.2 》	《 7.6 》	<35.2>	<6.0>	71.5	
その他の賃金制度の改定	100.0	28.0	(88.6)	<58.4>	《 41.1 》	《 51.1 》	《 2.5 》	《 5.3 》	<45.2>	<4.5>	72.0	
退職給付算定方法の見直し	100.0	23.2	(90.3)	<65.9>	《 46.6 》	《 40.1 》	《 4.9 》	《 8.4 》	<39.8>	<5.8>	76.8	
退職一時金の年金化	100.0	15.0	(84.0)	<66.7>	《 53.7 》	《 35.2 》	《 5.2 》	《 5.9 》	<30.4>	<11.1>	85.0	
確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行	100.0	29.9	(91.0)	<79.2>	《 50.1 》	《 39.5 》	《 3.4 》	《 6.9 》	<25.4>	<5.1>	70.1	
退職給付を縮小、廃止し賃金に振り分ける退職給付前払い制度	100.0	9.0	(76.2)	<55.4>	《 30.5 》	《 55.2 》	《 3.2 》	《 11.2 》	<41.7>	<12.4>	91.0	
その他の退職給付制度の改定	100.0	13.7	(82.9)	<64.9>	《 36.7 》	《 53.2 》	《 3.2 》	《 6.9 》	<35.1>	<7.2>	86.3	
「正規労働者について」計	100.0	61.6	(94.5)	<73.0>	《 46.6 》	《 48.9 》	《 6.9 》	《 9.9 》	<41.0>	<6.6>	38.4	
「非正規労働者について」 ⁹⁾												
労働者の職務を遂行する能力に応じて賃金を決定するやり方 ⁷⁾ の拡大	100.0	14.4	(38.3)	<63.8>	《 23.1 》	《 53.2 》	《 1.7 》	《 22.1 》	<37.3>	<8.4>	85.6	
業績や成果に応じて賃金を決定するやり方 ⁸⁾ の拡大	100.0	13.7	(36.0)	<65.7>	《 31.0 》	《 47.0 》	《 2.4 》	《 19.5 》	<35.1>	<9.5>	86.3	
昇給制度の導入	100.0	14.1	(38.7)	<57.4>	《 36.9 》	《 42.3 》	《 3.6 》	《 17.2 》	<34.7>	<12.5>	85.9	
その他の賃金制度の改定	100.0	13.8	(36.9)	<59.3>	《 53.7 》	《 37.7 》	《 3.2 》	《 5.4 》	<33.8>	<10.9>	86.2	
退職金制度の導入	100.0	11.7	(27.2)	<75.5>	《 44.6 》	《 39.4 》	《 1.2 》	《 14.8 》	<16.6>	<10.6>	88.3	
「非正規労働者について」計	100.0	20.3	(52.2)	<64.3>	《 40.2 》	《 37.0 》	《 3.2 》	《 23.8 》	<36.8>	<9.7>	79.7	
計	100.0	63.2	(93.5)	<74.1>	《 46.2 》	《 49.7 》	《 7.1 》	《 11.3 》	<41.8>	<7.2>	36.8	
平成17年計	100.0	62.9	(96.0)	<88.3>	《 46.6 》	《 67.5 》	《 14.9 》	《 15.5 》	<43.5>	<3.3>	37.1	

注： 1) ()なしの数値は、「不明」を除く全全体を100とした数値である。
 2) ()内の数値は、改定が「実施された」を100とした数値である。
 3) < >内の数値は、改定が「実施された」うち労働組合の「関与あり」を100とした数値である。
 4) 《 》内の数値は、改定が「実施された」うち労働組合の「関与あり」のうち「労使協議機関で協議した」を100とした数値である。
 5) 《 》内の数値について表側計、「正規労働者について」計、「非正規労働者について」計は複数回答である。
 6) 例：職務給など
 7) 例：職能給など
 8) 例：業績給など
 9) 派遣労働者を除く。
 10) 平成17年は改定事項別に調査していないため表側「計」の集計方法が今回調査と平成17年では異なっており、時系列比較の際には注意を要する。

第1図 賃金・退職給付制度の改定事項別にみた労使協議機関で協議した労働組合における関与の程度別労働組合割合
 (「労使協議機関で協議した」計=100)



注：1) [] 内の数値は、「労働組合の関与あり」を100とした「労使協議機関で協議した」労働組合割合である。

2) 例：職務給など

3) 例：職能給など

4) 例：業績給など

5) 派遣労働者を除く。

3 非正規労働者と労働組合の対応に関する事項

(1) パートタイム労働者

事業所に「パートタイム労働者がいる」労働組合割合は68.4% [前回64.7%] となっており、産業別にみると、複合サービス事業94.6%、医療、福祉93.1%、宿泊業、飲食サービス業91.8%などで高い割合となっている。

ア 労働組合への加入の状況

パートタイム労働者の労働組合への加入の状況をみると、「組合加入資格があり、組合員がいる」24.3%、「組合加入資格はあるが、組合員はいない」7.0%、「組合加入資格がない」68.7%となっている。

「組合加入資格があり、組合員がいる」労働組合割合が高い産業は、複合サービス事業58.8%、教育、学習支援業55.5%、情報通信業44.1%などとなっており、「組合加入資格がない」労働組合割合が高い産業は、製造業96.0%、建設業85.8%、不動産業、物品賃貸業83.3%などとなっている。

(第7表)

第7表 パートタイム労働者の有無、組合加入資格・組合員の有無別労働組合割合

区 分	計	パートタイム労働者がいる			パートタイム労働者がいない		
		組合加入資格があり、組合員がいる	組合加入資格はあるが、組合員はいない	組合加入資格がない	組合加入資格があり、組合員がいる	組合加入資格はあるが、組合員はいない	組合加入資格がない
計	100.0	68.4	(100.0)	(24.3)	(7.0)	(68.7)	31.6
< 企業規模 >							
5,000人以上	100.0	63.8	(100.0)	(50.3)	(4.7)	(44.9)	36.2
1,000～4,999人	100.0	73.3	(100.0)	(18.9)	(9.3)	(71.8)	26.7
500～999人	100.0	72.7	(100.0)	(21.1)	(9.3)	(69.7)	27.2
300～499人	100.0	75.5	(100.0)	(8.2)	(5.4)	(86.4)	24.5
100～299人	100.0	60.5	(100.0)	(10.9)	(5.8)	(83.3)	39.5
< 労働組合員数規模 >							
5,000人以上	100.0	69.6	(100.0)	(60.8)	(-)	(39.2)	30.4
1,000～4,999人	100.0	65.6	(100.0)	(33.7)	(4.2)	(62.1)	34.4
500～999人	100.0	80.1	(100.0)	(29.6)	(2.4)	(68.0)	19.8
300～499人	100.0	72.3	(100.0)	(27.7)	(4.6)	(67.7)	27.7
100～299人	100.0	65.3	(100.0)	(20.6)	(9.2)	(70.2)	34.7
< 産業 >							
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	57.4	(100.0)	(20.5)	(-)	(79.5)	42.6
建設業	100.0	38.0	(100.0)	(6.2)	(8.0)	(85.8)	62.0
製造業	100.0	66.5	(100.0)	(4.0)	(-)	(96.0)	33.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	60.5	(100.0)	(43.3)	(-)	(56.7)	39.5
情報通信業	100.0	39.5	(100.0)	(44.1)	(20.0)	(35.9)	60.5
運輸業、郵便業	100.0	60.4	(100.0)	(26.5)	(-)	(54.0)	39.6
卸売業、小売業	100.0	76.2	(100.0)	(38.4)	(8.6)	(53.0)	23.7
金融業、保険業	100.0	75.5	(100.0)	(20.4)	(1.7)	(77.9)	24.5
不動産業、物品賃貸業	100.0	64.5	(100.0)	(-)	(16.7)	(83.3)	35.5
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	51.3	(100.0)	(21.2)	(6.4)	(72.4)	48.7
宿泊業、飲食サービス業	100.0	91.8	(100.0)	(37.2)	(6.5)	(56.4)	8.2
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	74.9	(100.0)	(37.7)	(22.7)	(39.6)	23.8
教育、学習支援業	100.0	89.3	(100.0)	(55.5)	(12.3)	(32.1)	10.7
医療、福祉	100.0	93.1	(100.0)	(39.0)	(11.4)	(49.5)	6.9
複合サービス事業	100.0	94.6	(100.0)	(58.8)	(14.6)	(26.6)	5.4
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	62.7	(100.0)	(33.6)	(6.0)	(60.4)	37.3
平成17年計	100.0	64.7	35.3

注： 1) ()なしの数値は、「不明」を含む全客体を100とした数値である。
2) ()内の数値は、「パートタイム労働者がいる」計を100とした数値である。

イ 労働組合のパートタイム労働者に関する取組の状況

事業所にパートタイム労働者がいる労働組合について、パートタイム労働者に関していずれかの取組をしているとした労働組合割合は47.1% [前回25.5%] となっており、その取組の内容（複数回答）をみると、「組合加入資格があり、組合員がいる」場合は、「労働条件、処遇の改善要求」84.8%、「相談窓口の設置、アンケート等での実態把握」59.5%、「組合加入の勧誘活動」52.0%など、「組合加入資格はあるが、組合員がいない」場合は、「労働条件、処遇の改善要求」33.6%、「組合加入の勧誘活動」10.5%、「パートタイム労働者の雇用についての労使協議」9.4%など、「組合加入資格がない」場合は、「労働条件、処遇の改善要求」11.0%、「パートタイム労働者の雇用についての労使協議」10.9%、「相談窓口の設置、アンケート等での実態把握」8.3%などとなっている（第8表）。

第8表 パートタイム労働者に関する取組内容別労働組合割合

(単位：%)

区 分	パートタイム労働者がいる計	複数回答										平成17年 パートタイム労働者に関する取組「あり」
		パートタイム労働者に関する取組「あり」	相談窓口の設置、アンケート等での実態把握	パートタイム労働者に関する集会、勉強会等の開催	組合員の加入資格の付与	組合加入の勧誘活動	労働条件、処遇の改善要求	パートタイム労働者が加入する労働組合との連携	離職後の再就職支援（企業内の正社員化も含む）	パートタイム労働者の雇用についての労使協議	その他	
計	100.0	47.1	20.4	11.9	2.6	13.6	30.5	1.9	4.1	19.3	4.0	25.5
組合加入資格があり、組合員がいる	100.0	96.5	59.5	41.2	-	52.0	84.8	5.9	11.8	45.7	3.7	...
組合加入資格はあるが、組合員がいない	100.0	41.3	3.2	1.4	-	10.5	33.6	1.1	1.7	9.4	1.8	...
組合加入資格がない	100.0	30.1	8.3	2.6	3.8	0.3	11.0	0.5	1.6	10.9	4.3	...

注：事業所にパートタイム労働者がいる労働組合を100とした数値である。

(2) フルタイムの非正規労働者

事業所に「フルタイムの非正規労働者がいる」労働組合割合は 68.9%となっており、産業別にみると、複合サービス事業 89.8%、医療、福祉 83.8%、情報通信業 82.2%などで高い割合となっている。

ア 労働組合への加入の状況

フルタイムの非正規労働者の労働組合への加入の状況をみると、「組合加入資格があり、組合員がいる」26.0%、「組合加入資格はあるが、組合員はいない」7.1%、「組合加入資格がない」66.9%となっている。

「組合加入資格があり、組合員がいる」労働組合割合が高い産業は、複合サービス事業 64.9%、生活関連サービス業、娯楽業 63.6%、情報通信業 51.2%などとなっており、「組合加入資格がない」労働組合割合が高い産業は、鉱業、採石業、砂利採取業 100.0%、製造業 94.0%、建設業 84.1%などとなっている。(第9表)

第9表 フルタイムの非正規労働者の有無、組合加入資格・組合員の有無別労働組合割合

区 分	計	フルタイムの非正規労働者がいる			フルタイムの非正規労働者はいない		
		組合加入資格があり、組合員がいる	組合加入資格はあるが、組合員はいない	組合加入資格がない	組合加入資格があり、組合員がいる	組合加入資格はあるが、組合員はいない	組合加入資格がない
計	100.0	68.9	(100.0)	(26.0)	(7.1)	(66.9)	31.0
< 企 業 規 模 >							
5,000 人以上	100.0	62.7	(100.0)	(48.7)	(3.5)	(47.8)	37.3
1,000 ～ 4,999 人	100.0	76.7	(100.0)	(19.1)	(10.1)	(70.8)	23.3
500 ～ 999 人	100.0	76.7	(100.0)	(21.6)	(10.2)	(68.3)	23.1
300 ～ 499 人	100.0	66.4	(100.0)	(13.0)	(4.5)	(82.5)	33.5
100 ～ 299 人	100.0	63.7	(100.0)	(18.8)	(6.3)	(74.9)	36.2
< 労 働 組 合 員 数 規 模 >							
5,000 人以上	100.0	77.4	(100.0)	(57.3)	(-)	(42.7)	22.6
1,000 ～ 4,999 人	100.0	76.2	(100.0)	(29.8)	(1.6)	(68.6)	23.8
500 ～ 999 人	100.0	80.4	(100.0)	(33.1)	(2.6)	(64.3)	19.4
300 ～ 499 人	100.0	72.2	(100.0)	(28.8)	(4.3)	(66.9)	27.8
100 ～ 299 人	100.0	64.9	(100.0)	(22.7)	(9.8)	(67.5)	35.1
< 産 業 >							
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	39.7	(100.0)	(-)	(-)	(100.0)	60.3
建設業	100.0	50.3	(100.0)	(9.1)	(6.8)	(84.1)	49.7
製造業	100.0	64.8	(100.0)	(5.5)	(0.5)	(94.0)	35.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	29.4	(100.0)	(26.6)	(-)	(73.4)	70.6
情報通信業	100.0	82.2	(100.0)	(51.2)	(10.6)	(38.2)	17.4
運輸業、郵便業	100.0	73.3	(100.0)	(46.9)	(15.6)	(37.5)	26.7
卸売業、小売業	100.0	65.9	(100.0)	(24.8)	(11.4)	(63.8)	34.0
金融業、保険業	100.0	76.0	(100.0)	(20.0)	(0.3)	(79.7)	24.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	70.3	(100.0)	(13.6)	(15.3)	(71.1)	29.7
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	70.3	(100.0)	(17.9)	(5.1)	(77.0)	29.7
宿泊業、飲食サービス業	100.0	73.1	(100.0)	(43.4)	(6.8)	(49.8)	26.9
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	73.7	(100.0)	(63.6)	(-)	(36.4)	25.0
教育、学習支援業	100.0	80.0	(100.0)	(34.8)	(44.4)	(20.8)	20.0
医療、福祉	100.0	83.8	(100.0)	(41.9)	(12.7)	(45.4)	16.0
複合サービス事業	100.0	89.8	(100.0)	(64.9)	(9.5)	(25.6)	10.2
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	73.4	(100.0)	(33.0)	(3.3)	(63.7)	26.6

注： 1) ()なしの数値は、「不明」を含む全客体を100とした数値である。
 2) ()内の数値は、「フルタイムの非正規労働者がいる」計を 100とした数値である。
 3) 平成17年はフルタイムの非正規労働者について調査していない。

イ 労働組合のフルタイムの非正規労働者に関する取組の状況

事業所にフルタイムの非正規労働者がいる労働組合について、フルタイムの非正規労働者に関していずれかの取組をしているとした労働組合割合は50.3%となっており、その取組の内容（複数回答）をみると、「組合加入資格があり、組合員がいる」場合は、「労働条件、処遇の改善要求」83.5%、「組合加入の勧誘活動」63.0%、「フルタイムの非正規労働者の雇用についての労使協議」55.1%など、「組合加入資格はあるが、組合員がいない」場合は、「労働条件、処遇の改善要求」26.7%、「相談窓口の設置、アンケート等での実態把握」10.7%、「フルタイムの非正規労働者の雇用についての労使協議」6.9%など、「組合加入資格がない」場合は、「フルタイムの非正規労働者の雇用についての労使協議」12.6%、「労働条件、処遇の改善要求」10.0%、「相談窓口の設置、アンケート等での実態把握」9.3%などとなっている（第10表）。

第10表 フルタイムの非正規労働者に関する取組内容別労働組合割合

(単位：%)

区 分	フル タイム 者が いる 計	フル タイム 者 に 関 する 取 組 「 あり 」	複数回答								
			相 談 窓 口 の 設 置 、 ア ン ケ ー ト 等 で の 実 態 把 握	会 、 勉 強 会 等 の 開 催	フル タイム の 非 正 規 労働 者 に 関 する 集 会	組 合 員 の 加 入 資 格 の 付 与	組 合 加 入 の 勧 誘 活 動	労働 条件 、 処 遇 の 改善 要求	フル タイム の 非 正 規 労働 者 個 人 が 加 入 す る 連 携	フル タイム の 非 正 規 労働 者 個 人 が 加 入 す る 連 携	離 職 後 の 再 就 職 支 援 (企 業 内 の 正 社 員 化 も 含 む 。)
計	100.0	50.3	20.6	13.4	2.6	17.8	30.3	3.6	5.3	23.3	5.2
組合加入資格があり、組合員がいる	100.0	97.1	52.4	44.4	-	63.0	83.5	11.9	15.8	55.1	4.2
組合加入資格はあるが、組合員がいない	100.0	44.1	10.7	2.5	-	6.6	26.7	1.5	0.3	6.9	3.5
組合加入資格がない	100.0	32.8	9.3	2.4	3.8	1.4	10.0	0.6	1.8	12.6	5.8

注：1) 事業所にフルタイムの非正規労働者がいる労働組合を100とした数値である。

2) 平成17年はフルタイムの非正規労働者について調査していない。

(3) 派遣労働者

事業所に「派遣労働者がいる」労働組合割合は64.6% [前回66.7%] となっており、産業別にみると、教育、学習支援業83.5%、情報通信業82.2%、不動産業、物品賃貸業80.4%などで高い割合となっている。

ア 労働組合への加入の状況

派遣労働者の労働組合への加入の状況をみると、「組合加入資格があり、組合員がいる」1.9%、「組合加入資格はあるが、組合員はいない」5.1%、「組合加入資格がない」93.0%となっている。

産業別にみると、「組合加入資格があり、組合員がいる」労働組合割合が高い産業は、情報通信業15.0%、金融業、保険業7.5%、宿泊業、飲食サービス業2.6%、サービス業（他に分類されないもの）2.6%などとなっており、「組合加入資格がない」労働組合割合が高い産業は、鉱業、採石業、砂利採取業100.0%、生活関連サービス業、娯楽業100.0%、電気・ガス・熱供給・水道業99.6%、製造業99.2%などとなっている。（第11表）

第11表 派遣労働者の有無、組合加入資格・組合員の有無別労働組合割合

区 分	計	派遣労働者がいる			派遣労働者がいない		
		組合加入資格があり、組合員がいる	組合加入資格はあるが、組合員はいない	組合加入資格がない	組合加入資格があり、組合員がいる	組合加入資格はあるが、組合員はいない	組合加入資格がない
計	100.0	64.6	(100.0)	(1.9)	(5.1)	(93.0)	35.4
< 企業規模 >							
5,000人以上	100.0	56.9	(100.0)	(6.3)	(5.2)	(88.5)	43.1
1,000～4,999人	100.0	75.0	(100.0)	(0.5)	(8.5)	(91.1)	25.0
500～999人	100.0	77.0	(100.0)	(1.1)	(3.1)	(95.8)	22.8
300～499人	100.0	74.1	(100.0)	(-)	(2.2)	(97.8)	25.8
100～299人	100.0	46.5	(100.0)	(0.3)	(3.0)	(96.7)	53.5
< 労働組合員数規模 >							
5,000人以上	100.0	73.8	(100.0)	(2.0)	(-)	(98.0)	26.2
1,000～4,999人	100.0	73.0	(100.0)	(1.0)	(4.3)	(94.6)	27.0
500～999人	100.0	67.3	(100.0)	(4.5)	(5.4)	(90.1)	32.5
300～499人	100.0	67.6	(100.0)	(3.4)	(2.7)	(93.9)	32.4
100～299人	100.0	62.2	(100.0)	(1.0)	(5.8)	(93.2)	37.8
< 産業 >							
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	66.2	(100.0)	(-)	(-)	(100.0)	33.8
建設業	100.0	70.5	(100.0)	(-)	(2.5)	(97.5)	29.5
製造業	100.0	78.9	(100.0)	(0.1)	(0.6)	(99.2)	21.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	64.4	(100.0)	(0.4)	(-)	(99.6)	35.6
情報通信業	100.0	82.2	(100.0)	(15.0)	(15.8)	(69.2)	17.8
運輸業、郵便業	100.0	31.5	(100.0)	(2.2)	(26.0)	(71.8)	68.5
卸売業、小売業	100.0	61.3	(100.0)	(-)	(3.6)	(96.4)	38.5
金融業、保険業	100.0	65.8	(100.0)	(7.5)	(1.9)	(90.7)	34.2
不動産業、物品賃貸業	100.0	80.4	(100.0)	(-)	(8.0)	(92.0)	19.6
学术研究、専門・技術サービス業	100.0	75.9	(100.0)	(-)	(2.5)	(97.5)	24.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	60.1	(100.0)	(2.6)	(3.3)	(94.1)	39.9
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	55.7	(100.0)	(-)	(-)	(100.0)	43.0
教育、学習支援業	100.0	83.5	(100.0)	(1.7)	(35.0)	(63.2)	16.5
医療、福祉	100.0	62.5	(100.0)	(1.6)	(8.1)	(90.4)	37.5
複合サービス事業	100.0	28.4	(100.0)	(-)	(15.9)	(84.1)	71.6
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	53.0	(100.0)	(2.6)	(-)	(97.4)	47.0
平成17年計	100.0	66.7	33.3

注： 1) ()なしの数値は、「不明」を含む全客体を100とした数値である。
2) ()内の数値は、「派遣労働者がいる」計を100とした数値である。

イ 労働組合の派遣労働者に関する取組の状況

事業所に派遣労働者がいる労働組合について、派遣労働者に関していずれかの取組をしているとした労働組合割合は23.9%〔前回14.9%〕となっており、その取組の内容（複数回答）をみると、「組合加入資格があり、組合員がいる」場合は、「組合加入の勧誘活動」75.7%、「労働条件、処遇の改善要求」70.6%、「相談窓口の設置、アンケート等での実態把握」68.5%など、「組合加入資格はあるが、組合員がいない」場合は、「労働条件、処遇の改善要求」34.2%、「相談窓口の設置、アンケート等での実態把握」12.6%、「派遣労働者の活用についての労使協議」9.1%など、「組合加入資格がない」場合は、「派遣労働者の活用についての労使協議」9.0%、「相談窓口の設置、アンケート等での実態把握」5.8%、「労働条件、処遇の改善要求」4.1%などとなっている（第12表）。

第12表 派遣労働者に関する取組内容別労働組合割合

（単位：％）

区 分	派遣労働者がいる計	複数回答										平成17年 派遣労働者に関する 取組「あり」
		派遣労働者に関する取組「あり」	相談窓口の設置、アンケート等での実態把握	派遣労働者に関する集会、勉強会等の開催	組合員の加入資格の付与	組合加入の勧誘活動	労働条件、処遇の改善要求	2) 派遣労働者個人が加入する労働組合との連携	派遣終了後の再就職支援	派遣労働者の活用についての労使協議	その他	
計	100.0	23.9	7.4	2.2	1.9	2.2	6.9	1.6	1.2	9.8	2.8	14.9
組合加入資格があり、組合員がいる	100.0	97.9	68.5	59.3	-	75.7	70.6	14.0	16.4	47.0	2.4	…
組合加入資格はあるが、組合員がいない	100.0	52.4	12.6	2.5	-	7.2	34.2	5.5	0.3	9.1	1.5	…
組合加入資格がない	100.0	20.8	5.8	1.0	2.0	0.4	4.1	1.2	1.0	9.0	2.9	…

注：1) 事業所に派遣労働者がいる労働組合を100とした数値である。

2) 派遣元の労働組合を含む。

(4) 非正規労働者の組織化を進めていく上での問題点【新規調査項目】

パートタイム労働者の組織化を進めていく上での問題点について、事業所にパートタイム労働者がいる労働組合は問題点（複数回答、以下同じ。）として、「組合への関心が薄い」60.7%、「組合費の設定・徴収が困難」49.3%、「組織化を進める執行部側の人的・財政的余裕がない」42.4%などとしている。

同様にフルタイムの非正規労働者についてみると、問題点として、「組合への関心が薄い」54.5%、「組合費の設定・徴収が困難」43.9%、「組織化を進める執行部側の人的・財政的余裕がない」39.4%などとしている。

また、派遣労働者についてみると、問題点として、「組合費の設定・徴収が困難」53.7%、「組合への関心が薄い」49.3%、「組織化を進める執行部側の人的・財政的余裕がない」41.2%などとしている。（第13表、第2図）

第13表 非正規労働者の組織化を進めていく上での問題点別労働組合割合

(単位：%)

区 分	各非正規労働者がいる計	問題点「あり」	複数回答							特に問題はない	不明
			・執行部側の人的・財政的余裕がない	組織化を進めるべく、組織活動が少なくて、組織活動が実施しにくい	組織化対象者側に時間的余裕が少ない	組合への関心が薄い	害と対立する可能性が正規労働者の利益と対立する	4) 要求内容が正規労働者の利益と対立する	組合費の設定・徴収が困難		
＜パートタイム労働者＞											
パートタイム労働者がいる計	100.0	65.8 (100.0)	(42.4)	(31.4)	(60.7)	(25.3)	(49.3)	(10.5)	7.1	27.0	
組合加入資格があり、組合員がいる	100.0	63.3 (100.0)	(39.1)	(38.3)	(82.9)	(14.4)	(31.2)	(7.6)	27.9	8.8	
組合加入資格はあるが、組合員がいない	100.0	52.9 (100.0)	(27.5)	(24.4)	(70.6)	(10.7)	(47.6)	(10.8)	5.0	42.1	
組合加入資格がない	100.0	68.1 (100.0)	(44.7)	(29.7)	(52.6)	(30.1)	(55.4)	(11.4)	-	31.9	
＜フルタイムの非正規労働者＞											
フルタイムの非正規労働者がいる計	100.0	66.0 (100.0)	(39.4)	(27.3)	(54.5)	(30.4)	(43.9)	(12.8)	7.1	26.9	
組合加入資格があり、組合員がいる	100.0	60.1 (100.0)	(37.4)	(34.6)	(80.4)	(19.8)	(19.4)	(7.0)	25.7	14.2	
組合加入資格はあるが、組合員がいない	100.0	57.0 (100.0)	(34.9)	(39.8)	(66.4)	(9.7)	(33.3)	(13.3)	5.2	37.8	
組合加入資格がない	100.0	69.3 (100.0)	(40.5)	(23.7)	(44.7)	(35.8)	(53.2)	(14.8)	-	30.7	
＜派遣労働者＞											
派遣労働者がいる計	100.0	59.2 (100.0)	(41.2)	(24.4)	(49.3)	(28.1)	(53.7)	(13.4)	0.5	40.2	
組合加入資格があり、組合員がいる	100.0	70.3 (100.0)	(17.6)	(53.1)	(79.1)	(23.5)	(14.3)	(7.9)	25.1	4.5	
組合加入資格はあるが、組合員がいない	100.0	58.2 (100.0)	(35.4)	(38.9)	(84.0)	(13.3)	(28.8)	(11.2)	1.0	40.8	
組合加入資格がない	100.0	59.1 (100.0)	(42.1)	(22.9)	(46.7)	(29.0)	(56.0)	(13.7)	-	40.9	

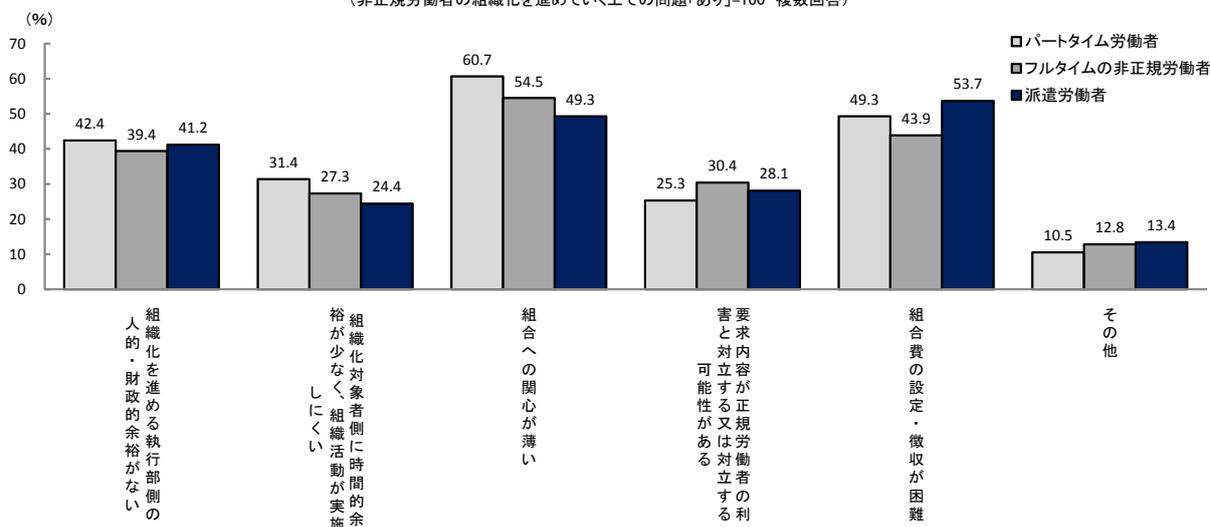
注：1) 表頭「不明」には、各非正規労働者を組織化の対象としていない場合が含まれる。

2) ()なしの数値は、事業所にそれぞれパートタイム労働者、フルタイムの非正規労働者、派遣労働者がいる労働組合を100とした労働組合割合である。

3) ()内の数値は、非正規労働者の組織化を進めていく上での問題点「あり」とした労働組合を100とした労働組合割合である。

4) 「又は対立する可能性がある」。

第2図 非正規労働者の組織化を進めていく上での問題点別労働組合割合
(非正規労働者の組織化を進めていく上での問題「あり」=100 複数回答)



4 メンタルヘルスと労働組合の対応に関する事項

(1) 労働組合のメンタルヘルスに関する取組の状況及び取組事項【新規調査項目】

労働組合のメンタルヘルスに関する取組についてみると、取組を行っている労働組合割合は73.5%となっており、それらの労働組合について取組事項（複数回答）をみると、「安全衛生委員会（衛生委員会も含む。）の調査審議への参加」69.8%、「労使協議機関、職場懇談会等での協議」65.4%、「組合機関誌、掲示板等での情報提供・啓発活動」55.7%などとなっている。

また、企業規模別にみると、企業規模が大きいほどメンタルヘルスに関する取組を行っている労働組合割合が高くなっている。（第14表）

第14表 メンタルヘルスに関する取組の有無、取組事項別労働組合割合

（単位：％）

区 分	計	複数回答								
		「メンタルヘルスに関する取組を行っている」	組合員を対象としたアンケートによる実態把握等	メンタルヘルスの相談窓口の設置	組合機関誌、情報提供・啓発活動	安全衛生委員会（衛生委員会も含む。）の調査審議への参加	労使協議機関、職場懇談会等での協議	団体交渉	その他	
計	100.0	73.5	(100.0)	(37.9)	(49.7)	(55.7)	(69.8)	(65.4)	(20.7)	(6.2)
< 企業規模 >										
5,000人以上	100.0	88.7	(100.0)	(46.4)	(55.4)	(68.0)	(69.4)	(72.6)	(19.6)	(6.7)
1,000～4,999人	100.0	83.6	(100.0)	(37.1)	(51.9)	(58.9)	(66.9)	(63.1)	(16.5)	(7.7)
500～999人	100.0	74.2	(100.0)	(31.6)	(50.1)	(44.5)	(72.6)	(53.1)	(24.4)	(3.0)
300～499人	100.0	57.6	(100.0)	(36.7)	(47.2)	(44.8)	(80.2)	(57.8)	(21.1)	(6.2)
100～299人	100.0	48.9	(100.0)	(25.7)	(32.1)	(37.6)	(65.8)	(71.2)	(28.7)	(5.2)
< 労働組合員数規模 >										
5,000人以上	100.0	85.9	(100.0)	(53.2)	(66.2)	(82.7)	(73.0)	(62.4)	(15.5)	(16.1)
1,000～4,999人	100.0	89.1	(100.0)	(44.0)	(52.5)	(70.1)	(82.8)	(67.2)	(16.6)	(7.7)
500～999人	100.0	81.7	(100.0)	(38.9)	(51.0)	(58.2)	(72.1)	(64.7)	(22.7)	(7.3)
300～499人	100.0	83.1	(100.0)	(40.0)	(48.7)	(50.8)	(65.9)	(61.0)	(21.1)	(3.6)
100～299人	100.0	67.3	(100.0)	(35.9)	(49.2)	(54.3)	(68.5)	(66.8)	(20.8)	(6.6)

注：（ ）内の数値は、メンタルヘルスに関する取組を「行っている」を100とした数値である。

(2) メンタルヘルスに関する取組事項のうち重視した事項【新規調査項目】

メンタルヘルスに関する取組を行っている労働組合について、取組事項のうち特に重視した事項をみると「安全衛生委員会（衛生委員会も含む。）の調査審議への参加」23.7%、「労使協議機関、職場懇談会等での協議」23.5%、「メンタルヘルスの相談窓口の設置」19.0%などとなっている（第15表）。

第15表 メンタルヘルスに関する取組事項のうち重視した事項の有無、特に重視した事項別労働組合割合

(単位：%)

区 分	メンタルヘルスに関する取組を行っている	重視した事項								
		「あり」	組合員を対象としたアンケート・面談等による実態把握	メンタルヘルスの相談窓口の設置	組合機関誌、掲示板等での情報提供・啓発活動	安全衛生委員会（衛生委員会も含む。）の調査審議への参加	労使協議機関、職場懇談会等での協議	団体交渉	その他	
計	100.0	87.1	(100.0)	(14.3)	(19.0)	(11.9)	(23.7)	(23.5)	(3.8)	(3.8)
< 企 業 規 模 >										
5,000 人以上	100.0	87.0	(100.0)	(16.6)	(19.3)	(11.8)	(19.1)	(26.3)	(3.8)	(3.2)
1,000 ～ 4,999 人	100.0	87.8	(100.0)	(14.8)	(15.9)	(18.2)	(21.8)	(22.0)	(2.5)	(5.0)
500 ～ 999 人	100.0	86.6	(100.0)	(4.3)	(27.1)	(9.1)	(37.2)	(16.7)	(3.2)	(2.4)
300 ～ 499 人	100.0	88.7	(100.0)	(22.1)	(21.0)	(2.0)	(28.4)	(16.8)	(4.6)	(5.1)
100 ～ 299 人	100.0	85.0	(100.0)	(11.5)	(14.8)	(9.1)	(21.4)	(33.0)	(7.0)	(3.2)
< 労 働 組 合 員 数 規 模 >										
5,000 人以上	100.0	88.1	(100.0)	(13.2)	(20.2)	(26.5)	(13.8)	(14.0)	(1.9)	(10.4)
1,000 ～ 4,999 人	100.0	88.2	(100.0)	(15.2)	(19.8)	(15.7)	(27.2)	(16.9)	(0.2)	(5.1)
500 ～ 999 人	100.0	87.6	(100.0)	(10.6)	(14.8)	(15.3)	(26.6)	(21.7)	(5.7)	(5.3)
300 ～ 499 人	100.0	85.8	(100.0)	(17.1)	(25.3)	(11.7)	(19.6)	(17.6)	(5.2)	(3.4)
100 ～ 299 人	100.0	87.2	(100.0)	(14.1)	(17.7)	(10.4)	(23.9)	(27.1)	(3.4)	(3.4)

注：（ ）内の数値は、メンタルヘルスに関する取組事項のうち重視した事項「あり」を100とした数値である。